

経済レポート

輸入実績からみた日米貿易協定の効果

～発効後 1 年の利用状況と関税削減額～

調査部 主任研究員 中田 一良

○日本は、日米貿易協定では肉類、穀物、チーズなどの農産品を中心に関税の引き下げ等を行っているが、その内容は環太平洋パートナーシップ(Trans-Pacific Partnership、TPP)協定と同等以下となっている。関税引き下げ対象品目の輸入額は 2019 年時点で米国からの輸入全体の 9.7%にあたる。その中心は食料品であり、肉類と穀物の金額が大きい。

○日本が日米貿易協定で関税の引き下げを実施した牛肉と豚肉については、日本の主な輸入相手国・地域のうちカナダ、EU などからの輸入に対する関税は、日本との間の経済連携協定がそれぞれ 2018 年 12 月、2019 年 2 月に発効したことを受けて、引き下げられており、米国は競合国と比較すると関税面で不利な状況にあった。しかし、2020 年に日米貿易協定が発効して米国の不利な状況が解消したことなどから、日本の米国からの牛肉、豚肉の輸入数量は前年比で増加し、日本の輸入数量に占める米国のシェアも上昇した。

○日本が、米国から輸入する牛肉と豚肉にかかる関税の引き下げを行ったことに伴い、米国から輸入する牛肉と豚肉にかかる関税額は、仮定の下で最大で 231 億円削減されたと試算される。

○米国は、日米貿易協定において、工業製品ではマシニングセンタや旋盤などの一般機械や燃料電池、農産品では柿などの果物や緑茶、醤油、混合調味料などで関税引き下げを行っている。米国の関税引き下げ対象品目は日本からの輸入全体の 5%程度であり、内訳をみると一般機械が 44%を占めている。

○日米貿易協定発効後の米国の関税引き下げ対象品目の輸入額は 54.2 億ドルであり、このうち日米貿易協定を利用して輸入された金額は 24.8 億ドルであった。この割合を日米貿易協定の利用割合とすれば、45.8%となる。また、日米貿易協定を利用したことに伴う関税削減額は 0.7 億ドルと試算され、全体の関税額の 3.7%に相当する。日本から米国向けの輸出は、関係会社向けの割合が高いことから、在米日系企業が日本から輸入する際の関税負担が軽減されている可能性がある。

○日本貿易振興機構(ジェトロ)の調査によると在米日系企業が輸入にあたって日米貿易協定を利用した割合は米国が締結した他の貿易協定と比較すると低い。この背景には、日米貿易協定は発効から 1 年しか経過していないことや、米国の自車及び自動車部品の関税撤廃に関する結論が先送りされていることがあると考えられる。このため、在米日系企業では輸入における日米貿易協定の利用の広がりは今後、限定的となる可能性がある。

1. はじめに

2017年に米国のトランプ大統領（当時）が環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership、T P P）協定からの離脱を決定した後、T P Pに署名していた日本、カナダ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、ベトナムなどの11か国は交渉を行い、T P Pのルールに関する合意内容を一部変更して、包括的かつ先進的な環太平洋パートナーシップ（Comprehensive and Progressive Trans-Pacific Partnership、C P T P P、通称T P P11）協定に2018年3月に署名した。

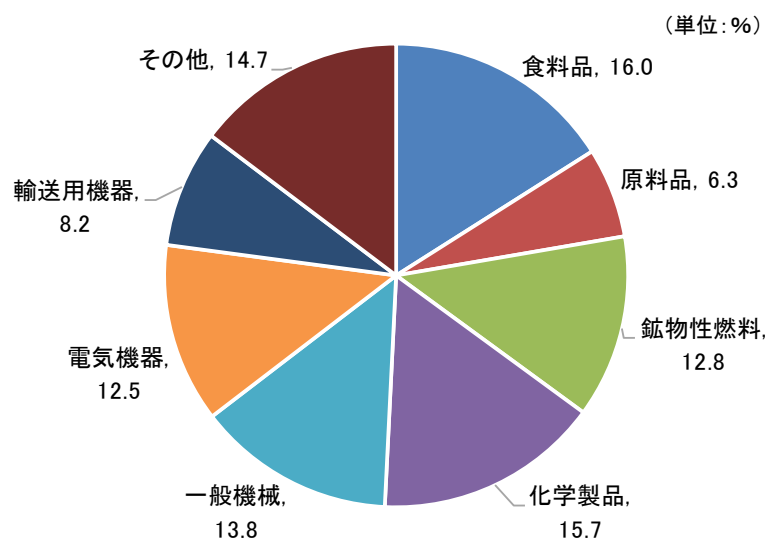
T P P11が発効するとT P P11参加国の間で関税引き下げを実施するため、米国は、日本への農産物の輸出において競合するオーストラリアなどと比較して、関税面で不利な状況となる。こうした中、トランプ大統領と安倍首相（当時）は2018年9月の日米首脳会談において、日米間の貿易を拡大させることなどを目的として両国が関税の引き下げを行う日米物品協定の締結に向けて交渉を開始することに合意した。2019年4月に第1回交渉会合が開催され、2019年9月に日米貿易協定として署名された後、2020年1月に発効した。

本稿では発効後1年を経過した日米貿易協定の利用状況と関税削減効果について検討する。

2. 日本の関税引き下げとその影響

まず、日本の米国からの輸入における品目構成についてみておく。日米貿易協定が発効する前の2019年の米国からの輸入額は8.6兆円であり、内訳をみると食料品、化学製品のシェアが高いという特徴がある（図表1）。食料品の内訳をみると肉類が3977億円、穀物が3943億円となっており、これらで食料品の6割近くを占めている。

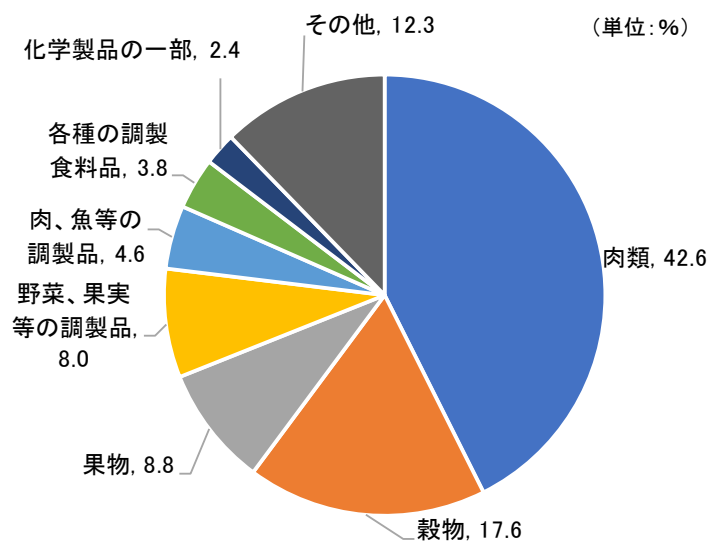
図表1. 日本の米国からの輸入における品目構成（2019年）



（出所）財務省「貿易統計」より作成

日本は、日米貿易協定では牛肉、豚肉などの肉類、穀物、チーズなどの農産品を中心に関税の引き下げ等を行っているが、その内容はT P P と同等以下となっている。例えば、牛肉の関税率は、日米貿易協定を利用して輸入された数量があらかじめ設定した基準量を超えた時に一時的に関税率を引き上げるセーフガードを付けたうえで、発効時の 2020 年 1 月に 38.5%からT P P 11 と同じ水準の 26.6%に引き下げ、2020 年 4 月に 25.8%に引き下げている。2021 年 4 月には 25% となり、その後も段階的に引き下げ、2033 年 4 月以降は 9%となる。豚肉のうち輸入価格が高いものの関税率は、セーフガードを付けたうえで発効時に 4.3%から 1.9%に引き下げ、2020 年 4 月に 1.7%となっている。関税引き下げ対象品目の輸入額は 2019 年時点で 8395 億円であり、米国からの輸入全体の 9.7%にあたる。内訳をみると肉類と穀物で合わせて 6 割を占める(図表 2)。

図表 2. 日本の関税引き下げ対象品目の輸入額の内訳



(注)2019年の輸入額に基づく
(出所)財務省資料より作成

日米貿易協定が発効し、日本が農産品を中心に関税の引き下げを実施したことによって、関税引き下げ対象品目の米国からの輸入はどのように変化したのだろうか。ここでは関税引き下げ対象品目の中で輸入金額が大きな肉類のうち牛肉と豚肉をとりあげる。

なお、財務省の貿易統計では日米貿易協定を利用して輸入された品目の金額及び数量は公表されていないが、経済連携協定 (Economic Partnership Agreement、E P A) を利用して輸入された品目の金額及び数量は公表されている。日本がE P Aを締結している国・地域からの牛肉、豚肉の輸入におけるE P Aの利用状況を確認すると、そのほとんどすべてがE P Aを利用している。そこで、日米貿易協定発効後の米国からの牛肉、豚肉の輸入のほとんどは日米貿易協定を利用して輸入されたとみなすこととする。

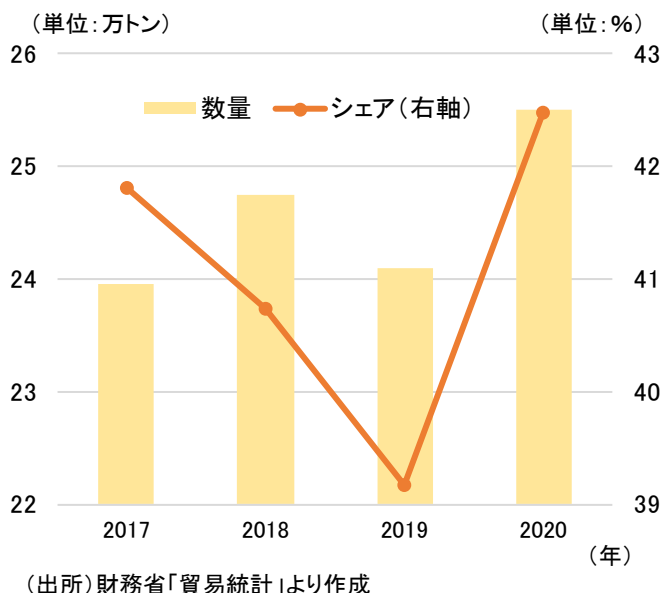
米国からの牛肉の輸入数量の動向をみると、2019 年に減少した後、日米貿易協定が発効した 2020 年には増加した (図表 3)。2018 年 12 月にT P P 11 が発効し、日本の牛肉の主な輸入先のうちオーストラリア、カナダなどからの輸入にかかる関税が 38.5%から 27.5% (生鮮のもの及び

冷蔵したもの）または 26.9%（冷凍したもの）に引き下げられ、2019 年 4 月には 26.6%（生鮮のもの及び冷蔵したもの、冷凍したもの）となった。こうした関税引き下げを背景に 2019 年にカナダなどからの輸入数量が増加し、米国からの輸入数量が減少したと考えられる。しかし、2020 年に日米貿易協定が発効し、米国からの牛肉の輸入にかかる関税率も T P P 11 と同水準に引き下げられた。また、オーストラリアでは干ばつの影響で牛肉の生産量が減少しているといったこともあり、2020 年には米国からの輸入数量が増加したと考えられる。

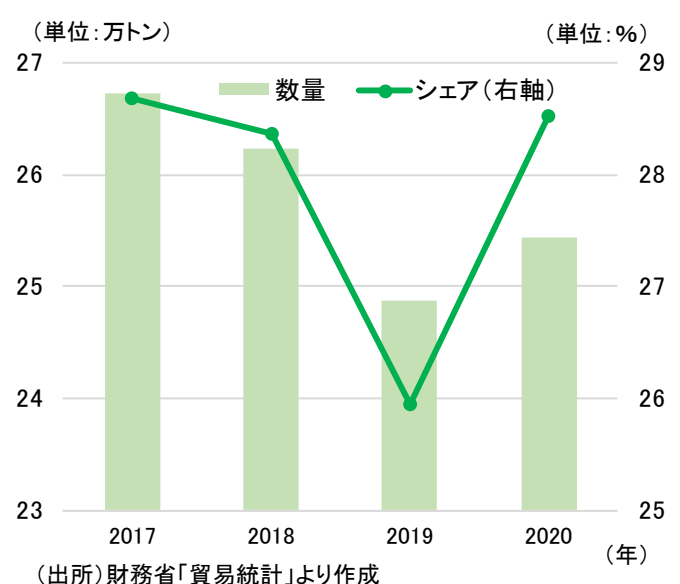
米国からの豚肉の輸入数量についても、牛肉と同様に 2019 年に減少した後、2020 年に増加した（図表 4）。日本の豚肉の主な輸入相手国・地域は E U、米国、カナダ、メキシコであり、T P P 11、日 E U・E P A が発効したことにより、これらの国・地域に対する関税が引き下げられた。こうしたことを受けて、米国からの輸入数量が減少したと考えられる。しかし、2020 年に日米貿易協定が発効して、米国からの豚肉の輸入に対する関税率が T P P 11、日 E U・E P A と同水準に引き下げられたことにより、米国の関税面での不利な状況が解消され、米国からの輸入数量の増加につながったと考えられる。

なお、米国から輸入された牛肉、豚肉がすべて日米貿易協定を利用したものと仮定した場合、関税額は最大で 231 億円（牛肉 188 億円、豚肉 42 億円）、35%削減されたと試算される。

図表 3. 米国からの牛肉の輸入数量



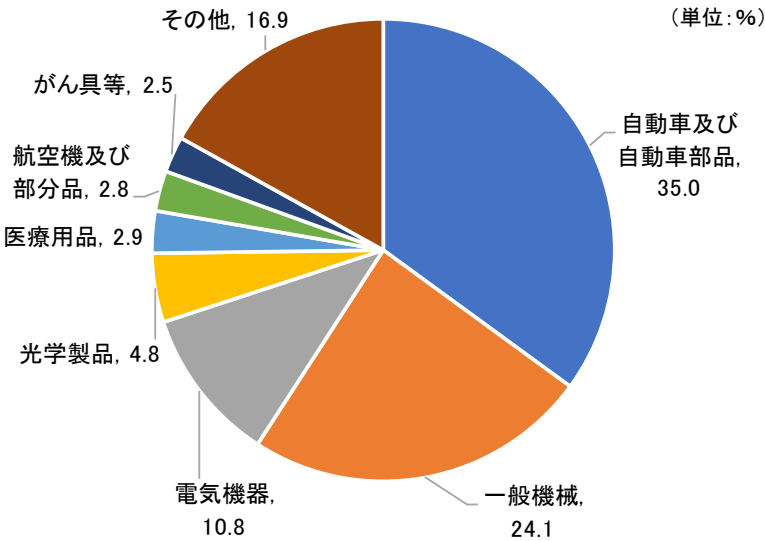
図表 4. 米国からの豚肉の輸入数量



3. 米国の関税引き下げと関税削減額

米国の日本からの輸入における品目構成をみると、自動車及び自動車部品が約 3 分の 1 を占めており、シェアが最も高い（図表 5）。このほか、一般機械、電気機器のシェアも高く、自動車及び自動車部品と合わせると、これらで約 7 割を占めている。

図表 5. 米国の日本から輸入における品目別構成比



(出所)USITC Datawebより作成

WTO” World Tariff Profiles 2020”によると、米国の品目別の平均関税率は自動車などの輸送用機器は 2.9%、一般機械は 1.2%、電気機器は 1.4%と水準自体は高くないものの、幅広い品目に関税がかけられている。日米貿易協定発効前の 2019 年時点で、米国の日本からの輸入額の約 55%に関税がかけられており、関税額は 24.9 億ドルとなっている。

こうした中、米国は日米貿易協定において、工業製品ではマシニングセンタや旋盤などの一般機械や燃料電池、農産品では柿などの果物や緑茶、醤油、混合調味料などで関税を引き下げる（図表 6）。なお、米国の自動車及び自動車部品の関税撤廃についてはさらに交渉することとなっており、結論は先送りされたままである。

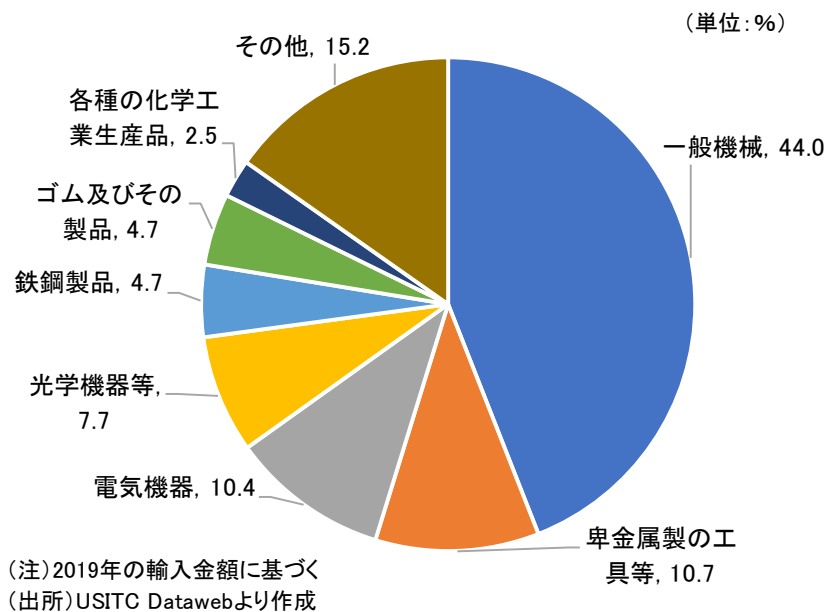
図表 6. 米国の主な関税引き下げ品目

品目	現行税率 (%)	合意の概要
マシニングセンタ	4.2	2021年撤廃
工具	2.9～5.7	2020年撤廃/2021年撤廃/2020年半減
旋盤	4.2～4.4	2021年撤廃
鍛造機	4.4	2021年撤廃
ゴム・プラスチック加工機械	3.1	2021年撤廃
鉄製のねじ、ボルト等	2.8～8.6	2020年撤廃/2021年撤廃/ 2020年半減/2021年半減
エアコン部品	1.4	2020年撤廃
鉄道部品	2.6～3.1	2020年撤廃/2021年撤廃
炭素繊維製造用の調整剤	6～6.5	2020年半減/ 2021年半減
蒸気タービン	5～6.7	2021年撤廃/2021年半減
3Dプリンタを含むレーザー成形機	3.5	2021年撤廃
燃料電池	2.7	2020年撤廃
楽器	2.6～5.4	2020年撤廃/2021年撤廃/2020年半減
眼鏡・サングラス	2～2.5	2020年撤廃
切花(生鮮のもの、ラン、キク等)	6.4	段階的に削減し、2021年撤廃
ヤマイモ	6.4、8.3	段階的に削減し、2022年半減
柿	2.2	2020年撤廃
緑茶	6.4	段階的に削減し、2022年半減
醤油	3	段階的に削減し、2024年撤廃
混合調味料	7.5	段階的に削減し、2022年半減

(出所)経済産業省資料、農林水産省資料より作成

日米貿易協定における米国の関税引き下げ対象品目の2019年の輸入額は66億ドルであり、日本からの輸入全体の約5%である。内訳をみると、一般機械が44%を占めており、このほかでシェアが高いのは卑金属製の工具（プレス用、型打ち用又は押抜き用の工具など）や電気機器、光学機器等である（図表7）。自動車及び自動車部品を除けば、輸入額が大きな品目が中心となっている中で、輸入額そのものは大きくない卑金属製の工具等のシェアが高いことが特徴としてあげられる。

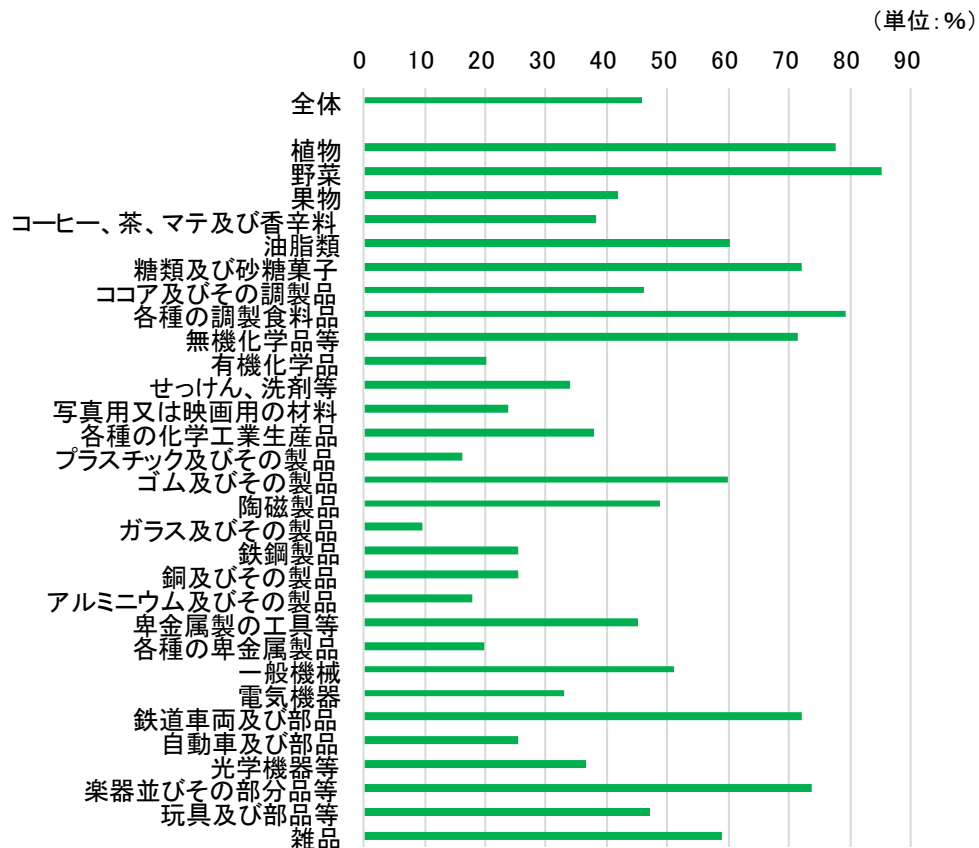
図表7. 米国の関税引き下げ対象品目の内訳



米国への輸入にあたって日米貿易協定がどの程度利用されたのであろうか。関税引き下げ対象品目の2020年の輸入額は54.2億ドルであり、このうち実際に日米貿易協定を利用して輸入された品目は、一般機械、卑金属製の工具等、電気機器を中心に合計で24.8億ドルであった。関税引き下げ対象品目の輸入額のうち日米貿易協定を利用して輸入された品目の金額の割合を日米貿易協定の利用割合とすれば、全体では45.8%となる（図表8）。利用割合を品目別にみると、関税が減免されるための条件である原産地規則を満たしやすい植物、野菜などは高い一方、有機化学品、プラスチック製品などは低い傾向にあり、ばらつきがみられる。

全体の利用割合が45.8%にとどまっている原因としては、日米貿易協定が発効して1年しか経過していないため、利用が企業間で十分に普及していない可能性が考えられる。また、関税が減免される条件である原産地規則は工業製品よりも農産品のほうが満たしやすいが、米国の関税引き下げ対象品目は輸入金額ベースでは工業製品が中心であり、農産品のシェアが低いことも関係していると考えられる。

図表 8. 米国の輸入における日米貿易協定の利用割合

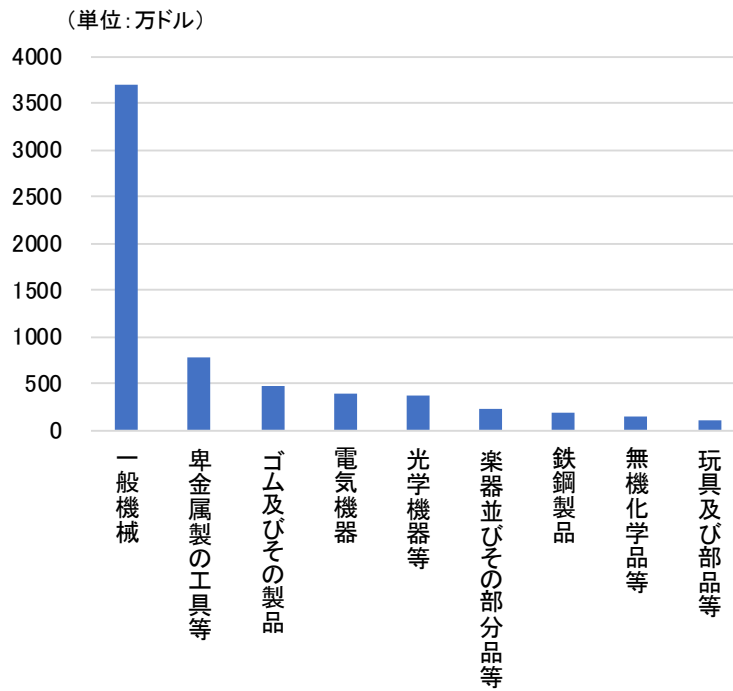


(出所)USITC Datawebより作成

日米貿易協定を利用することにより、米国の日本からの輸入において関税がどの程度削減されたのかをみてみよう。2020年に日米貿易協定を利用して輸入された品目（合計額は24.8億ドル）に、通常関税率である最恵国（Most-Favored-Nation、MFN）税率が適用された場合の関税額を計算すると1億ドルとなり、平均関税率は4.0%であった。しかし、日米貿易協定を活用することでMFN税率よりも低い税率が適用されたため、実際の関税額は0.3億ドルであり、平均関税率は1.2%であった。

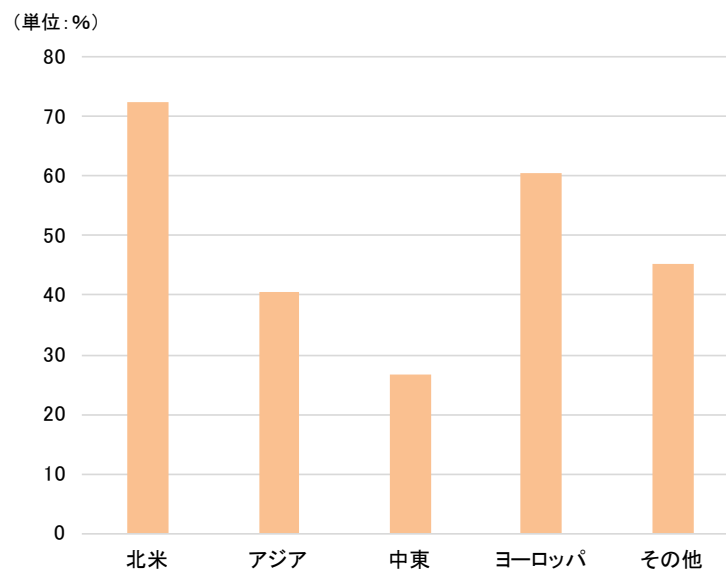
つまり、日米貿易協定を利用して輸入された品目については、平均関税率が2.8%低下し、関税削減額は0.7億ドルであったと試算される。2020年に日本からの輸入にかかった関税額は全体で19億ドルであったので、関税額は日米貿易協定の発効により3.7%削減されたことになる。関税削減額を品目別にみると、関税引き下げ対象品目の構成比を反映して、一般機械で削減額が最も大きく、全体の約半分を占めている（図表9）。関税が今後も段階的に引き下げられる品目があることから、関税削減額は2020年の輸入実績をもとに試算すると最終的には0.9億ドルに拡大すると見込まれる。

図表 9. 品目別の関税削減額



米国における関税引き下げにより、日本から輸入を行う在米日系企業ではメリットが生じている可能性がある。日本の輸出のうち関係会社向けの割合を、地域別にみると米国が中心である北米地域は7割に達しており、他の地域と比較して高い水準にある（図表10）。これを業種別にみると、機械類では75～90%と高い水準となっている。こうしたことから、一般機械を中心とする米国の関税引き下げにより、在米日本企業が日本から輸入する際の関税負担が軽減されていると考えられる。

図表 10. 日本からの輸出のうち関係会社向けの割合



(注)2018年度の値
(出所)経済産業省「企業活動基本調査」より作成

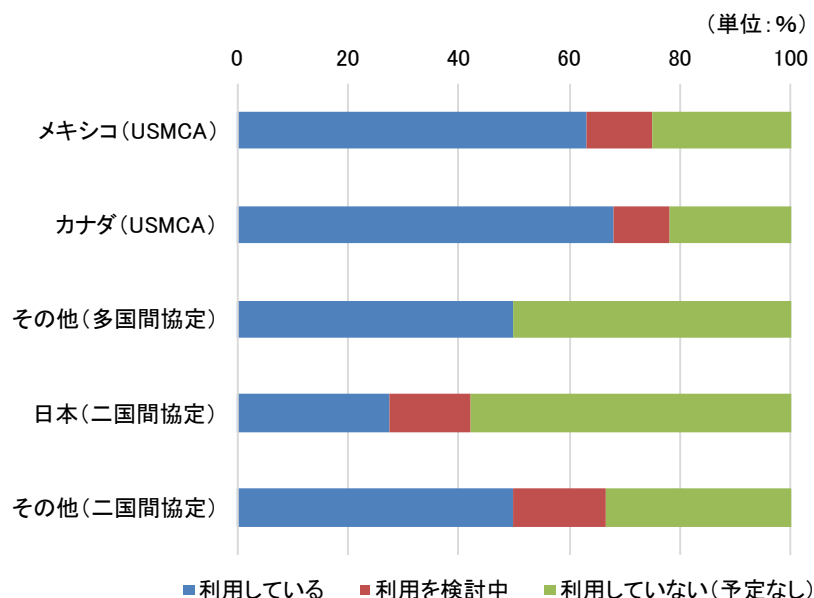
4. おわりに

日米貿易協定発効後の関税引き下げ品目の貿易動向をみると、日本では米国からの牛肉、豚肉の輸入数量が増加し、日本の輸入における米国のシェアが上昇した。米国では、一般機械などを中心に関税が0.7億ドル削減されたと試算される。このように日本、米国がともに関税を引き下げることによって、ある程度の効果が生じたとみることができる。

日本貿易振興機構（ジェトロ）の「2020年度海外進出企業日系企業実態調査（北米編）」によると、在米日系企業（日本側出資比率が10%以上の現地法人）のうち輸出または輸入を行っている企業の中で、米国への輸入において日米貿易協定を利用している企業の割合は27.6%にとどまる（図表11）。この背景には、日米貿易協定は発効してから1年しか経過していないといったことがあると考えられる。

もっとも、日米貿易協定について「利用なし」と回答した企業の割合は6割近くであり、他の協定と比較するとかなり高い。これは、米国において日本からの輸入の約3分の1を占める自動車及び自動車部品の関税撤廃について結論が先送りされているためであると考えられる。米国はTPPでは日本に対する乗用車の関税（2.5%）を発効後15年目に引き下げ始め、25年目に撤廃することになっていたが、自動車部品の関税（2.5%）についてはその多くが発効時に撤廃されることになっていた。日米貿易協定では自動車だけでなく、自動車部品も関税撤廃について結論が先送りされている。こうしたことから、在米日系企業では輸入における日米貿易協定の利用の広がりは今後、限定的となる可能性がある。

図表 11. 米国への輸入にあたっての在米日系企業の貿易協定利用状況



(注) 輸出または輸入を行っている企業
(出所) ジェトロ「2020年度海外進出日系企業実態調査（北米編）」(2020年12月)

－ ご利用に際して －

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。